

神戸港防波堤への立ち入り禁止及び瀬渡しの禁止に関する請願書名

神戸市会議長 様

【請願趣旨】

神戸市は、昨年10月に突然、神戸港で渡船を営む業者に対し神戸港にある11の防波堤すべてを立ち入り禁止にする通知を行い、「防波堤に侵入した場合は拘留または科料に処せられること」を明記しました。

これまで、神戸港で長年渡船業を営んできた業者は、釣り人の安全・安心に十分配慮し、釣り文化の発展に大きく寄与してきました。そして唯一の生活の糧として営業を営んできました。然しながら今回の防波堤すべての立ち入り禁止を受け、渡船業者は、生活が成り立たない窮地に追い込まれています。このことは、渡船業者だけのことに留まらず、神戸港での釣り文化の振興を奪う重大な事案であると考えています。

我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上を図ること等を目的として制定された「海洋基本法」第16条の規定に基づき政府が定めた「海洋基本計画」においては、海洋に関する施策に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策の1つとして、海洋に関する国民の理解と増進と人材育成が掲げられています。このなかで国民が海洋にふれあう機会を充実する観点から、海洋レジャーに適した海洋空間等、地域それぞれが有する潜在的な海洋資源をいかした地域振興のための取り組みや海洋に関するレクリエーションの普及等を推進するとされています。また「港湾施設」は行政財産として整理されるものであることから、法律に規定されている例外を除き、用途又は目的を妨げない限度において、貸付け、又は私権の設定が認められ、用途又は目的を妨げない限度に於いて、その利用収益（又は収益）を許可することが可能であると整理されています。

従いまして、防波堤の多目的使用を認めるよう求めます。

【請願項目】

- 1 防波堤の多目的利用を認め釣り文化の振興と発展をはかられること。
- 2 神戸港防波堤への立ち入り禁止及び瀬渡しを撤回し、渡船業者の営業再開を早期に実現すること。

氏名	住所
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県
	都道 府県

【取扱団体】 全日本建設交運一般労働組合兵庫合同支部

〒652-0897 神戸市兵庫区駅南通3丁目4-33 TEL:078(652)0450 FAX:078(651)0117

(この署名は、神戸市への請願署名として提出する以外には使用しません。)